

6 規制改革について

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業について〔構造改革特区関係〕

現在、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児（者）を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」が行われている。

今般、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、当該特例措置も含む、本年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価が行われ、本年2月7日に「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見（平成22年度）」（関連資料5（66～70頁））が取りまとめられた。

最終的には、本年3月に予定されている構造改革特別区域推進本部における決定により政府としての方針が決まるが、各関係都道府県等におかれては、方針決定後、円滑に対応できるよう注意されたい。

①短期入所に係る事業の全国展開について

指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する短期入所については、特に大きな弊害が認められなかったことから、「基準該当短期入所」として全国展開することとした。

全国展開の時期については、構造改革特別区域推進本部における決定を受けた後、速やかに所要の規定を改正し、実施する。（実施時期が本年4月以降にずれ込む可能性が大きい旨注意。）

②平成23年度以降の事業の要件について

自立訓練については、現時点で全国化を行うには、本来訓練として求められているサービスの質の確保の観点から課題が多い。したがって、来年度は、一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を条件に付与し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断することとした。各関係都道府県等におかれては、平成23年度の実施に向けて、本年1月に通知（関連資料5（71, 72頁））を示したところであるので、準備方よろしく願います。

児童デイサービスについては、平成22年度から、一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を条件に付与したところであるが、利用実績が少なく、全国展開により発生する弊害の有無について現時点で判断することが困難であるため、引き続き同じ条件で特区として実施し、平成23年度に再度調査を行った上で全国展開の可否を判断することとした。

(2) サービス管理責任者資格要件弾力化事業について【構造改革特区関係】

平成22年6月2日に構造改革特別区域推進本部において、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に係る政府の対応方針（関連資料6（74,75頁））が決定されたことに伴い、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、サービス管理責任者の確保を容易にすることで、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設（新体系サービス）への移行の促進を図るため、当該構造改革特別区域内のサービス管理責任者の資格要件を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」を新たに実施している。

本事業については、昨年9月7日に通知（関連資料6（76～79頁））を示したところであるので、各都道府県等におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用していただくようお願いする。

①事業の概要について

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合（当該構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。）に、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省令告示第544号）において定めている、サービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ緩和するもの。

②平成23年度以降について

本事業は昨年9月から実施（申請受付）しており、一定期間経過後に弊害の有無について検証し、その結果を踏まえ、全国展開等について検討することとしている。

(3) 居宅介護等のサービス提供責任者の専従要件について【規制改革関係】

居宅介護、重度訪問介護及び行動援護（以下この項目において「居宅介護等」という。）のサービス提供責任者については、事業の規模に応じて1人以上を配置するとともに、それぞれの事業に専従であることを要件としているところである。

この「専従」の取扱いについては、同一事業者が居宅介護等のうちの複数の事業の指定を受ける場合には、それぞれの事業におけるサービス提供責任者の資格要件や業務の類似性を考慮し、事業所の運営やサービス提供の効率化の観